# 地域サポータを活用した携帯電話及び インターネット利用のルール作り

# 藤巻 朗

携帯電話やインターネットの急激な普及により、小学生から日常的に使っている子ども達も増え、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが急増している。被害者や加害者にならないために、ネットワーク上のマナーやルールに対する指導もこれまで以上に充実させることが大切である。義務教育では 2009 年度より「道徳」の中で情報モラルについて取り上げることとなり、学校での指導はもちろん、家庭での教育の徹底、更には地域の人々と連携しながら子供たちにインターネットの正しい利用方法やネチケットを小さい頃からしっかりと教えていく体制が必要になってくる。そのための一つの方法として、保護者や地域サポータを活動の指導等に地域、学校が連携して、教育サポータを活用する取組を推奨している。そこで、実際に地域サポータを活用して携帯電話やインターネット利用するためのルール作りを効果的に行える方法について考察していく。

# The making of rule to use a mobile telephone and the Internet by local supporter

# Akira Fujimaki<sup>†</sup>

Due to wide spread use of mobile phones and the Internet, more and more children have gotten involved in crimes or trouble through these communicating systems.

Therefore, it is increasingly important to teach children information morals, including online manners and etiquette, as a prevention against Internet crimes.

In Japan, children learning under a compulsory education have been taught information morals at school through the subject "Moral Education" since 2009. In addition to these classes at school, the parental guidance at home and the cooperation with community are becoming necessary for children to learn appropriate usage of mobile phones and the Internet.

Many local volunteers have already been assisting school classes and club activities, as recommended by Ministry of Education, Culture, Science and Technology. Accordingly, school partnership with families and community groups is one possible way to educate children about the importance of moral education.

In this paper, I will further discuss the effective ways of school education with cooperation of the community.

#### 1. 学習指導要領とこれからの情報教育

現行学習指導要領[1]の中で、情報教育の目標として 3 つの観点が示された。「情報活用の実践力」、「情報社会に参画する態度」、「情報の科学的な理解」である。これらの目標を達成するために、小学校では「総合的な学習の時間」や各教科で児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実することが求められている。中学校では技術科において「情報とコンピュータ」という領域が設けられ、情報教育が必修化しその比重も増加した。高等学校では普通教科「情報」が新設され必修となった。しかし、小中高で独自に情報教育が行われているため、体系的な教育への考えが希薄であるという大きな問題点が指摘されていた。そこで、今年度より先行実施されている新学習指導要領[2]では小学校から情報モラル教育に留意し、系統立てた情報教育を目指している。

#### 1.1 新学習指導要領での変更点

新学習指導要領では、小学校から高校までのすべての段階で「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の中で以下の2点が述べられている。

- (1) コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用できること
- (2) 情報モラルを身に付けること

このことについて、鹿野[3]は次のように論じている。

(1)については、小学校=慣れ親しむ、中学校=適切かつ主体的・積極的、高校 =適切かつ実践的・主体的となっている。小学校での「慣れ親しむ」の内容は、文字を入力するなどの基本操作や電子メールなどであり、情報活用能力の基本的部分は、教科の学習を通して習得することになる。中学校では、さらに「適切」という言葉が入り、情報活用において、手段の選択にまで踏み込んだ学習が行われ、「主体的」かつ「積極的」な活用が図られる。このように、中学校卒業までに生徒は相当程度の情報活用能力を身に付けている。これを受けて行われる高校の情報教育では、「実践的」という言葉が示すように、問題解決を含む高度な内容が求められている。また、(2)についても、小学校=情報モラル等に係わる指導の充実、中学校=情報モラル等に関する指導の充実、高校=情報モラル等についての指導の充実、である。情報モラル等の指す内容は、小学校から高校まで変わらないが、その指導については、発達段階が進むに従って、内容が周辺から本質へ高度化するといった指導の体系が見られる。

#### 1.2 これからの情報教育

情報教育の体系化が強化されることになるので、新学習指導要領の実施にあたって

情報セキュリティ大学院大学 Institute of information security は、これまで以上に情報教育に対する教科の横断的な取組みが重要であり、全ての教科で情報活用能力を育成することが求められることになる。従って、全ての教科の教員に「情報活用能力の育成」に対する知識や意識を啓発していかなければならない。しかし、新しく次々と登場するプロフやオンラインゲーム、SNS などのサービスを利用する子どもが増えるのに伴って学校の情報モラル教育で扱わなくてはならない内容は今後増える一方である。従って、ICT 環境の整備や研修充実させることで、すべての教員が情報機器を積極的に授業で活用して、計画的に情報モラル教育を行うことが出来るような体制を作る必要がある。つまり、教育の情報化を推進していくことが、今後より一層求められることになり、教育の情報化の推進の為には、学校におけるICT 環境の整備と、教員の ICT 活用指導力の向上が不可欠となる。

## 2. 教育の情報化と ICT 活用の課題

教育の情報化とは次の3点から構成される。

- (1) 情報教育
- (2) 教科指導における ICT 活用
- (3) 校務の情報化

これらを通して教育の質の向上を目指すものである。教育の情報化の目的達成のためにまずは、学校の ICT の整備状況と教員の ICT 活用指導力の現状を把握することが必要になる。そこで文部科学省が 2009 年に発表した調査結果より、考察していく。

## 2.1 学校における ICT 環境の整備状況

政府は、2010年度を目標年度として全ての公立小中高等学校等の教員にコンピュータを一人一台ずつ配備する方針を決定し、全教室がインターネットに接続できるようにすることや、普通教室用 PCI 台あたり児童・生徒 3.6 人の割合を達成するといった具体的施策を打ち出した。そして、2009年に文部科学省が、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(速報値)」[4]を発表した。この調査結果は、学校における ICT 環境の整備状況の推移と、教員の ICT 活用指導力の状況についての調査結果である。ここ数年のデータから、ICT 環境の整備率も確実に上がっていることは認められる。しかし、当初の目標率から比較するとまだまだ不充分であることが分かり、自治体による格差も大きいことも分かる。

表 1 : 学校における ICT 環境整備の割合の推移(全校種)

|                    | H13  | H19   | H20   | H21   |
|--------------------|------|-------|-------|-------|
| PC1台あたりの生徒数 (人/台)  | 13.3 | 7.3   | 7.0   | 7.2   |
| 普通教室における校内 LAN 普及率 | 8.3% | 56.2% | 62.5% | 64.0% |

#### 2.2 教員の ICT 活用指導力

同じ調査で、授業中にICTを活用して指導することができる教員と情報モラルなどを指導することができる教員の割合は、6割程度にとどまっている。年度毎に比較すると徐々に上昇しているが、概ねすべての教員がITを活用して指導できるようにする、という目標からするとまだまだ不充分であることが分かる。今後はICT活用指導力の向上に関する研修の充実や、公的機関などから発信されている教材情報などを普及するための方策や共有する仕組み作りなどが必要となってくる。

表 2 : 教員の ICT 活用指導力の状況の推移(全校種)

|        | H19   | H20   | H21   |
|--------|-------|-------|-------|
| ICT 活用 | 52.6% | 55.2% | 56.4% |
| 情報モラル  | 62.7% | 65.1% | 66.8% |

#### 2.3 学校における ICT 活用の課題と対策

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より、ICT 活用に関しての課題が明らかになった。その課題を解決する為には、次の4点の対策が考えられる。

- (1) ICT 機器整備の予算増額
- (2) 教材情報などの普及・共有
- (3) ICT 活用指導力を向上させるための教員研修を更に充実させる
- (4) 外部人材によるサポート体制の確立

そのうち、(1)の予算増額ついては、ICT機器整備の予算を増額して拡充し、すぐに使える環境を整備すること 1 点に集約できる。国家レベルの対策である。(2)は新学習指導要領の実施に当たり、自治体単位で取組み始められている。教育委員会や教育センターの Web の中に教材や指導案を掲載することや、独自に冊子を作製するなどである。(3)についても、従来の型式の研修に加え、教員が自由な時間に教科指導に必要なIT スキル等を学ぶことができる e-Learning を活用した研修カリキュラムの導入や、外部講師を招いての集合研修など、自治体単位で取組み始められている。また、効果的な研修方法について等の研究も進められている。(4)の外部人材によるサポート体制の確立については、文部科学省でも情報モラルに限らず、授業の補助や部活動の指導等に地域・学校や社会教育施設等の教育関係機関・教育委員会等が連携して、教育サポータを活用する取組を推奨しているが、具体的な内容について定められていない。やはりICT を活用するためには、教員の技術力では対応できない問題が多いため、技術的な支援が必要である。そこで本論文では、外部人材を活用した支援体制の必要性について考察し、具体的な体制作りについて提案する。

#### 3. 外部支援の必要性

「地域・学校の特色等を活かした ICT 環境活用先進事例に関する調査研究」のアンケート調査[5] によると、「授業における ICT 活用が進まない理由」として「活用をサポートしてくれる人(同僚、専門家)がいない」と回答している学校が、小中学校、高等学校とも約7割に達しており、小中学校、高等学校とも8割を超える学校で、「学校又は地域単位で、授業における ICT 活用を支援する専門家を確保し、彼らを派遣する体制を確立してもらいたい」と回答している。また外部人材の活用について、「受け入れたことがある」 学校が29.4%であったが、活用の必要性があるとの回答は78.3%であり、実際の学校現場では、外部人材の採用を求めているといえる。ここでは、外部人材を活用することの必要性について、考察していく。



図1:外部人材の活用について、 「受け入れたことがある」との回答割合



図2:外部人材の活用について、「必要を感じる」との回答割合

## 3.1 ICT 支援員活用の事例

ICT 支援員として外部人材を活用する方法としては、次の4点が考えられる。

- (1)県・市の職員として直接雇用
- (2)民間企業と派遣契約
- (3)大学と連携して、教員養成課程の学生の実習として位置づける
- (4)NPO 法人やボランティアの活用
- まずは ICT 支援員を、積極的に採用している自治体の事例から見てみる。

埼玉県和光市では、市の職員として5名採用し、市内小中学校11校に2~3校に1名ずつ「コンピュータインストラクタ」として配置している。

埼玉県新座市では、企業派遣で市内各校に1名ずつ、1日6時間(年190日程度)「指導員」として配置している。

群馬県前橋市では、「ICT機器活用アシスタント」として14名採用し、市内小中学校72校に対して、1人5校ずつ担当し、1つの学校には週1回担当している。

いずれの場合も、IT 活用の授業準備・補助、事務支援や学校 Web ページ作成補助を行い、大きな成果を挙げている。外部人材の直接雇用や企業派遣で賄うことは、高い技術的能力を持つ人材を確保する事ができ、更に中長期的な計画に基づく継続した活用や緊急時等の即時対応には大きな期待を持つことができる。しかし、残念ながら予算の都合で、ICT 支援員として外部人材を直接雇用できない自治体の方が多いのが事実である。現実的には、コストを掛けずに外部人材を活用できる方法を考えていかねばならない。

#### 3.2 地域サポータの活用

近年、団塊世代の方々が退職後に地域に戻り、ボランティア活動に取り組む気運や、保護者や地域の人々が積極的に学校の教育活動を支援しようとする動きなども生まれてきていることに注目して、NPO・ボランティアを外部人材として、ICT 支援員として活用することも考えられる。なお、一般の学生は、ボランティアに含めるものとし、教員養成課程の学生の実習の場合は、卒業後は活用できない場合が考えられるので、別に分類する。直接雇用や企業派遣と比較して、NPO やボランティアの場合、IT 系企業出身者ばかりとは限らず、技術的能力に関して問題が考えられる。また、学校に常駐することは困難であるので継続性や緊急時等の即時対応にも問題がある。しかし、NPO・ボランティアの場合は、コストが大きく抑えられるということは最大のメリットである。ここで、外部支援人材の比較を示す。

| 表 3 : | 外部支援人材の比較                    |
|-------|------------------------------|
|       | 7 1 Hr 2 327 (13 47 70 70 70 |

|        | コスト | 品質 | 継続 | 即時 |
|--------|-----|----|----|----|
| 職員採用   | ×   |    |    |    |
| 企業派遣   | ×   |    |    |    |
| 学生(実習) |     |    | ×  | ×  |
| ボランティア |     |    |    |    |

NPO・ボランティアを活用する為には、第一に人材の質を保証することが条件であり、 人材育成プログラムの充実や、地域コーディネータ等の設置によりコスト以外の底上 げを図る方法を考える事が必要である。そして地域の意識ある方々を、地域ごとに「地 域サポータ」として育成し、活用していく体制を構築することが大きく求められる。

#### 3.3 地域サポータによる支援内容

教員の ICT 活用指導力の調査等より、地域サポータによる支援の内容として、次の 3 点が考えられる。

(1) IT 活用授業の(機器等)準備・補助

- (2) 事務・校務支援
- (3) 情報モラル教育の補助

ここで、(1)と(2)に関しては、外部人材の活用以外でも、研修会の充実や教材の提供など、各教育委員会単位で独自の取り組みが開始されている。 (3)について、文部科学省の「子どもの携帯電話利用等の調査」[6]によると、「情報モラル教育について、どのような内容を指導しているか」の問に対して、90%以上の学校で、「ネットワーク上のルールやマナーについての教育の必要性が高いことが言える。また特に、携帯電話やインターネット利用のルールやマナーについての保護者対象啓発活動が、最近頻繁に行われている。保護者も実際の事件・事例や、情報モラルについての知識を持つことで、子供たちと共に、携帯電話やネット上で起こっている問題について考えるさかけを持つことができる。それは、学校だけでなく家庭での教育を徹底し、子供たちに正しい利用方法やネチケットを小さい頃からしっかりと教えていくことが、最も効果的であるという考えからである。実際に保護者対象啓発活動において、地域サポータを講師として活用している事例もあり、そういった地域の活動と連携した教育プログラムを考え実践していくことが重要であると考える。

## 4. 先行研究・活動

携帯電話及びインターネット利用のルール作りの重要性についての先行研究、保護者への啓発活動についての実際の事例について述べる。

#### 4.1 ルール作りの必要性

松村[7]は、家族で話し合いながら情報セキュリティを 学ぶことを提案するプログラムを実施・検証している。その導入部分で、小学 5 年生 (男子 470 ; 女子 440)とその親を対象としたパソコンや携帯電話を子どもが使う時のルールについてのアンケート調査を行っている。「子どもの利用についてルールを決めた方がよい」と考えている親は、90%以上に上り、ほとんどの親が、子どものパソコンや携帯電話の使い方にルールの必要性を感じていると言える。しかし、46.6%の親は、ルールを決めておらず、ルールを決めていない親の 56.0%がルールの作り方がわからないと回答している。また、ルールを決めている親でも 42.8%が、ルールの作り方がわからないと回答している。ルールを決めていない親は、ルールの必要性は痛感しているが、ルールの作り方がわからないためルールを定めておらず、ルールを決めている親でもルール作りに不安を抱いている。よって、具体的にルール作りを支援する方策が必要である。

#### 4.2 東京都の保護者啓発活動

東京都と心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)では、保護者がルール作りのコッを学ぶ「ファミリ e ルール講座」[8]を実施している。保護者を 5~8 人位のグループに編成し、様々な事例について、グループの進行役となるファシリテーターを中心に、お互いの考え方を話し合うという参加型の講座であり、依頼のあった学校や公的施設等へ出向いて実施している。講座全体の進行とファシリテーターは e メディアリーダーが務める。この e メディアリーダーは企業・NPO 等での活動経験者を中心に公募され、 2 日間の養成講座・実地研修を修了することで、認定される。つまり、ある程度の活動経験者を認定し活用することで、講師の質を確保している。板橋区で行われた「ファミリ e ルール講座」は板橋区の公共施設内で行われ、区内すべての小学校から数名ずつの保護者が参加した。参加者全員が、グループワークに積極的に参加し意見交換している姿から、参加している保護者の関心の高さがうかがえた。







図3:ファミリeルール講座風景

# 4.3 埼玉県の講師育成活動

埼玉県青少年課では今年度より、埼玉県青少年健全育成施策として、携帯電話の危険性や保護者の役割について、小学生の保護者に対し直接啓発する「子ども安全見守り講座」を開講している[9]。講師は「ネットアドバイザー」として養成された保護者を派遣する。ネットアドバイザーは、県内小学生の保護者を中心に募集されたが、2日間の講師養成講座の受講の他、レポート提出や毎月行なわれる月例研修会への参加を義務付けるなどして、講師のスキルアップを図っている。ネットアドバイザー養成講座は、1日目が携帯・ネットの危険性と保護者・教員の役割についての講演と、各種ネット遊びサイト体験実習。2日目は大人の役割(ペアレンタルコントロール)についてのグループワークとプレゼンである。いずれも中身の濃い内容である。また、月例研修会の内容は、既に講師を務めた人のデモンストレーションと個人のプレゼンテーションが主である。実際に模擬講演を行い、OKとなった人から派遣することになっているので、組織的に、継続した人材育成を目指していると言える。







図4:ネットアドバイザー養成講座風景

#### 5. 地域サポータ活用のための必要な支援

文部科学省の「教育サポータ制度の普及に向けて」[10]によると、教育サポータ制度は、団塊世代や高齢者等が学校の授業・活動の講師などとして「学習支援」を行うことで、地域の教育力の向上や生涯学習の推進につながることを期待している。そこから地域サポータを活用するために、必要な支援体制と課題について活用事例を中心に考察し、その実現に向けて必要と考える支援や課題について述べる。

#### 5.1 群馬県前橋市のボランティア支援事例

前橋市では 10 年以上も前に、ボランティアの協力を得て学校情報化のインフラ整備に取り組んだ。「学校情報化に係るボランティア活用・支援の在り方等に関する調査研究報告書」[11]によると、群馬県前橋市教育委員会では平成 9 年度に、市内在住者を中心としたボランティア団体「インターネットつなぎ隊」の協力を得て、「前橋市教育情報ネットワーク」(MENET)[12]の構築に着手した。その際、「インターネットつなぎ隊」に対して、教育ネットワーク整備への協力を教育長名で依頼し、前橋市教育委員会が双方の守るべき 6 項目の条件を示した。

表4: 前橋市教育委員会が示した双方の守るべき条件

| 前橋市教育委員会人 | 材育成に怒める |  |
|-----------|---------|--|
|           |         |  |

前橋市教育委員会がすべての責任を負う。

活動には前橋市教育委員会が立ち会う。

前橋市教育委員会が当該学校長の了解を得た上で実施する。

インターネットつなぎ隊には、守秘義務を遵守してもらう。

ボランティア保険に加入し、事故ある時の保証はこの保険をもって充てる。

ここには教育委員会とボランティアがともに協力し合うための条件が網羅されている。注目すべきは、前橋市は10年以上も前から、確固たる受け入れ態勢を有していたことになり、前橋市教育委員会が主体となって、これらの条件を定めた上でインターネットつなぎ隊に対して協力を依頼したことになる。そして現在でもインターネッ

トつなぎ隊が協力して、市民参加による整備を進めている。したがって、受け入れる 側も、受け入れの為の確固たるビジョンを示すことが必要となる。

#### 5.2 茨城県の学校支援地域本部事業

学校支援地域本部事業[13]とは、学習支援活動や部活動指導補助など学校が必要とする支援活動を、地域の人々による学校支援ボランティアを活用し、教員の子どもと向き合う時間の拡充や地域の教育力の活性化を図ろうとする事業である。学校支援ボランティアは子どもたちの教育のために役立ちたいという熱い思いを持ち、学校の教育活動や学校環境整備などを支援するボランティアである。 それは、学校・家庭・地域の密接な連携のもと、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを進め地域の教育力を高めている。その活動の中で、学校と地域の橋渡し役として「地域コーディネータ」を中学校区単位に配置し、地域の人々が、学校支援ボランティアとして活動しやすい体制づくりの為に、連絡・調整の業務を中心に行っている。

2009 年度には、県内 37 の市町村の小中学校数校で実施された。このうち約半数は登下校安全指導で、約 30%は学習支援活動が実施された。また、学校支援ボランティアの身分としては、98%近くが保護者と保護者を除いた地域住民である。

表 5: 茨城県学校支援ボランティアの支援内容と取組状況(2009年度)

| 学校支援ボランティアの支援内容               | 実施状況(%) |
|-------------------------------|---------|
| A : 学習支援活動 (教科指導補助、PC)        | 30.3    |
| B : 部活動指導                     | 15.9    |
| (放課後の部活動の指導補助、練習試合引率補助、試合の審判) |         |
| C: 環境整備 (花壇の整備、図書の整理・貸出)      | 4.1     |
| D : 登下校安全確保                   | 48.4    |
| E : 学校行事の開催等                  | 1.3     |

#### 5.3 学校の受け入れ態勢

情報環境の整備やその利用に関する計画などの教育に直接関わる事項は、学校側が行う必要がある。教育に関わる主体は学校、地域サポータは支援という立場が重要であり、教育にふさわしい環境を共に創り上げる姿勢が必要となる。つまり活動に関するすべての責任を持つのは学校であるということである。また学校として、地域サポータを受け入れるためのガイドラインを明確に示し、活動の中でボランティアは「何をするか」とともに「何をしてはいけないか」についても、理解の徹底を図る必要が出てくる。どのようなボランティア活動にも共通であるが、地域サポータに何度でも学校へやってきて支援を続けてもらえるような気配りが学校の大きな役目になる。

#### 5.4 地域サポータ活用への課題

地域サポータの活用のためには、3.2 でも述べたように、如何にして人材の質の底上げを図れるかが大きな課題である。地域サポータの能力を保証し、中長期的に継続して活用して行けるためには、組織的な取組が必要になる。その為には次の3点についての課題を解決する方策を考える事が必要になる。

#### (1) 組織の連携

基本的に教育委員会の中で、学校の授業に関することを扱う組織と、保護者への啓発活動に関する内容を扱う組織は別になっている場合がほとんどである。埼玉県の場合でも、「子ども安全見守り講座」に関する企画・調整は県民生活部の青少年課が担当し、学校教育に対する指導及び助言に関することは教育局の指導課が担当している。今までは学校の授業とボランティア活動は本来別のものという意識が強かったが、この縦割りの中でいかに連携させるのかを考えることが必要になる。

#### (2)人材育成プログラムの確立

活動情報を積極的に提供することにより、広くボランティア活動への参加の機会を保証することが第一である。次に、地域サポータに求められる能力・資質を明確にし、研修会や講演会を開催することにより、スキルアップを行いながら継続して活用していける為の方策を実施していくことが大切である。地域サポータにも、最新技術や最新事例などを常に学ぶ姿勢が必要になる。また、ある大学で共同研究開発センターの客員教授席に予算枠を遙かに上まわる多数の応募があったとき、無理に絞るのではなく、適任者すべてに思い切って無給でお願いしたところ、全員から快諾してもらうことができた事例があるという。どの市町村にも多くの人材が眠っており、ボランティアとのパートナーシップを築き上げていくためには、従来の枠にとらわれない企画立案が必要である。

#### (3)ボランティア・学校との連絡・調整

茨城県のような、地域コーディネータの業務に相当する、学校間や学校とボランティアとの間で種々の連絡・調整が必要になる。そのような学校の手の届かない連絡・調整の業務の必要性が出てくる。 それにより、(1)の組織の連携の為の一つのきっかけになることが考えられる。

# 6. 地域サポータを活用した携帯電話及びインターネット利用のルール作 リへの提案

地域サポータを活用して、子どもたちに携帯電話及びインターネット利用のルール 作りを効果的に教育していく方法を考える。それは、地域サポータを地域単位で養成・ 管理し、保護者への啓発活動と平行して授業補助の形で子どもへの啓発も同時に行っ ていくことである。ここでいう地域とは、中学校通学区域程度を想定している。同じ地域の小学校であれば、そのままその地域の中学校に持ちあがる場合が多いので、系統立てた活動が出来る事になるからである。しかし定着するまでは、市町村単位から始める事になるので、教育委員会レベルでのリーダーシップ必要とされる。ただし、あくまで授業の主体は学校であり、授業を行うのは教員であるということが大前提である。それらのことを踏まえ、地域サポータを活用して、子どもたちに携帯電話及びインターネット利用のルール作りを効果的に教育していく方法を下図に示す。

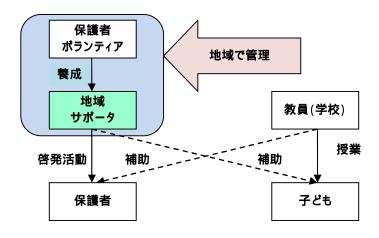


図5: 地域サポータの効果的な活用

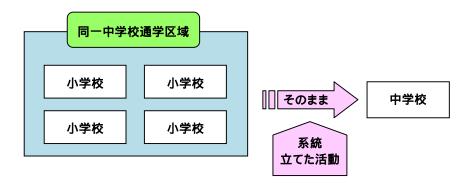


図6: 地域の定義

この実現のためには、5.4 で述べた地域サポータ活用のための課題に対する施策が必要になる。従って本論文では、その具体的な施策について提案する。

#### 6.1 関連部署の連携

前述した埼玉県でのネットアドバイザー養成講座の受講者募集では、各小学校にパ ンフ配布するだけでなく、教育局等で行う研修会参加者に(市町村指導主事・小中校 長など)に直接宣伝し、更に知事が記者会見をして、日経・読売・産経・東京・朝日・ 毎日新聞に報道された。その結果、150 名のネットアドバイザー募集のところ、800 名の応募があった。また市町村教育委員会に対して、各小学校で「子ども安全見守り 講座」を必ず実施するよう指示し、ネットアドバイザーを受け入れる側の学校や教育 委員会が、「なぜ受け入れるか」という考え方を全員が理解していたことが、スムーズ に活動が行えたことの大きな要因である。実際に学校へ出向いて講演を行うなどにつ いては、講師を養成・派遣する側である青少年課と、受け入れ側である指導課との間 でうまく情報を共有するなどして連携することが絶対に必要である。埼玉県川口市の 小学校で行われた「子ども安全見守り講座」では、1年生保護者を対象に行われたが、 学校側は、校内の携帯電話の所持率調査の結果を踏まえ、今後携帯電話を買い与える 立場になる低学年の早い段階からの保護者への啓発が必要という考えで、1 年生対象 になった。更に行事の日程を工夫し、保護者懇談会の前に「子ども安全見守り講座」 が行うことで、多数の保護者が参加できた。また、場所や機材の確保など事前の準備 などの取り組みがあったことも欠かせない。ボランティアが何を望み、何をやろうと しているかについて、学校関連部署は理解が乏しいことが多い。教育行政とボランテ ィア団体がうまく協調している地域では、必ずといって良いほど担当者自身もボラン ティア団体に所属したり、ノウハウを学ぶなどして信頼関係を築き上げていると言わ れている。

# ボランティア 関連部署 ・地域サポータ募集 ・養成講座企画・開催 ・事後処理 「情報の共有 調整 ・会場・必要機材の 準備

図7: 関連部署の連携

#### 6.2 人材育成プログラムの確立

東京都や埼玉県の活動を参考にすると、継続的なスキルアップが図れるようなプロ グラムが重要であることが分かる。最初に、地域サポータに要求される能力・資質を 明確に示した上で公募をして、次に養成講座を開設することになる。その場合、学校 のパソコン教室や教育センターの研修室などを利用すれば効率的である。学校や教育 委員会も、貸し出し可能な機器や設備等などあれば、あらかじめ公開しておくと、な お効率的である。内容についての大まかなプログラムは、県等で行っているものがあ れば、それに従うのが良い。定着すれば、地域独自に任せることができ、教育委員会 等が直接管理することによる負担も少なくなる。認定後も定期的に研修会等を開催し、 最新動向などの情報交換を行い、更新制度を導入するなど、継続的なスキルアップを 図ることが必要になる。埼玉県では、同市内在住のネットアドバイザー同士で自主勉 強会を開催し、講師間の横の繋がりを利用してスキルアップを目指そうとしている地 域も出てきている。他の地域にも広めることにより、今後は講師養成に関する企画や 運営を地域ごとに任せる事も可能である。更に地域サポータとして多年にわたり活動 してもらうための施策も考える必要がある。例えば、地域認定資格として公認したり、 定期的に教育委員長や市長レベルで表彰することにより、継続性を高める事が出来る。 しかしそれらのために、一時的には人材育成のための予算を充実させることが望まれ

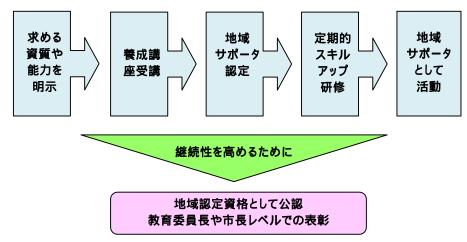


図8: 人材育成プログラム

#### 6.3 コーディネータの配置

茨城県の学校支援地域本部事業では、すべてのボランティア活動を対象にしている が、携帯電話及びインターネット利用のルール作りの部分のみを対象として、「地域コ ーディネータ」を配置する。担当者は学校と地域サポータとの連絡・調整役として、 学校と地域サポータをつなぎ、学校のニーズや要求に応じた地域サポータを派遣する 役割を担う。また、連携活動の情報を発信し、地域の中で共有できるようにする。そ のことで即時対応も可能になり、6.1 で提案したボランティアに関する部署と学校に 関する部署との連携に直接繋がる。主な業務は、人材一覧を作成して、学校の年間行 事予定や年間指導計画等を入手して調整することになるので、学校や地域事情に詳し い必要がある。そのため創世期は、教育委員会等が担当することになるが、定着すれ ば退職教員や保護者などの外部に任せる事も出来る。しかし、地域コーディネータが 学校の事情に詳しいが故に、学校の指導方針に口を挟むような傾向も一部見られると いう問題点があるので、学校や教員の望む支援に撤することが肝要である。また、人 材育成プログラムの確立の場合と同様に、埼玉県のネットアドバイザー同士の横の繋 がりを利用し、コーディネータの役割についても定期的スキルアップ研修の中に組み 込み、地域ごとに適任者を人選して、地域サポータに管理や運営を任せる体制を作っ ていくことも可能である。

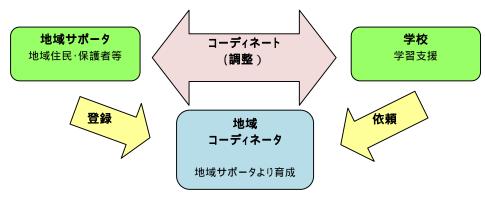


図9: 地域コーディネータの配置

# 7. 課題

本論文に関しては、いくつかの課題がある。以下、それらについて述べる。

#### (1)効果の測定

今回は、地域サポータを活用した携帯電話及びインターネット利用のルール作りを

行う為に必要な体制として、関連部署の連携、人材育成プログラムの確立、コーディネータの設置の3点を、関東近県の各自治体の成功事例調査結果を中心に、提案した。3点の1つ1つの効果については、事例調査の中で明らかであると考える。しかし、自治体の事情等により3点すべてを同時に実現させることは困難であり、よって、提案内容に対する評価まで行う事が出来なかった。今後は、自治体毎の成功事例を基に自治体同士が情報を共有し合い早期に体制構築が出来るように、更に詳細を具体化していく必要がある。

#### (2)具体的な教育プログラムの提案

東京都のファシリテーション形式でのルール作り講座と埼玉県の保護者への講師育成事例等を組み合わせて、学校での具体的な教育内容まで検討していく必要があると考える。

赤堀[14]は、小中学生のインターネット利用はパソコンのみならず携帯電話からもと、利用形態が多様化しており、学校と家庭が連携しなければ、情報モラル教育は効果を上げることができないと指摘したあとで、特に小学生の情報モラル教育のネックは保護者であると主張している。更に、学校に来てくれる保護者は問題ないが、来ない保護者をどう巻き込むかが課題であり、親にも授業に参加してもらうなどの、保護者巻き込み情報授業が必要であると述べており、それは学校と家庭を"授業"を媒介として結ぶことであるとしている。

したがって、実際に行なうべき教育プログラムの内容を検討し、更にそれを実践し、 携帯電話やインターネット利用の際のルール作りについての定着度の検証を行うこと も必要になる。

今後は、より具体的なプログラムを提案するべく、更なる研究に取り組みたい。

# 8. 参考文献

- [1] 文部科学省 現行学習指導要領
- [2] 文部科学省 新学習指導要領
- [3] 鹿野利春 「中学校までに行われる情報教育への対応」 http://www.jikkyo.co.jp 2009.6.25
- [4] 文部科学省 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(速報値)」 2009.8.29
- [5] 文部科学省 「地域・学校の特色等を活かした ICT 環境活用先進事例に関する調査研究」 2008.6.4
- [6] 文部科学省 「子どもの携帯電話利用等の調査 2009」
- [7] 松村真木子 「家族で考える情報セキュリティ」 小学生の親子の携帯・インターネットの利用実態調査安全対策 2008
- [8] 東京都青少年・治安対策本部 「作ってみようファミリeルール」 http://www.e-rule.jp/index.html 2011.1.10 最終アクセス
- [9] 埼玉県青少年課 青少年健全育成施策 http://www.pref.saitama.lg.jp 2011.1.10 最終アクセス

# 情報処理学会研究報告

IPSJ SIG Technical Report

- [10] 文部科学省 教育サポータ-制度の普及に向けて 2008.3
- [11] 日本教育工学振興会 「学校情報化に係るボランティア活用・支援の在り方等に関する調査研究報告書」 2000.3.31
- [12] 前橋市教育情報ネットワーク(Maebashi Educational NETwork) http://menet.ed.jp/menet/introduce/ 2011.1.10 最終アクセス
- [13] 茨城県教育委員会 茨城の学校支援地域本部 http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/2011.1.10 最終アクセス
- [14] 赤堀侃司 東京工業大学教育工学開発センター教授 http://www.atmarkit.co.jp/news/200906/22/goo.html 2011.1.10 最終アクセス